

社会福祉法人 光と風 役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光と風 の役員に対する報酬とその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表1のとおりとする。ただし、施設長と併任する場合は、支給しない。

(支給方法)

第3条 報酬は役員の在任期の月割で計算し、費用弁償はその都度支給する。

附則

この規程は、平成16年3月24日から施行する。

別表1

職 名	報 酬 の 額
理 事 長	年 額 250,000 円